

東社労第424号  
平成24年1月26日

業務推進委員会担当副会長  
統括支部長、支部長  
同委員会正副委員長 各位  
IT推進部会部会長、部会委員  
支部電子化推進員

東京都社会保険労務士会  
会長 柏木弘文  
(公印省略)

### 全国社会保険労務士会連合会認証局の移行について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の事業運営に対し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、平成24年1月20日付社労連第17号(写)にて、全国社会保険労務士会連合会より、本年10月に民間認証局のサービスに移行し、平成25年3月末に全国社会保険労務士会連合会認証局を廃局する旨、連絡がありました。

つきましては、貴支部所属会員の皆様への周知、賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件に関しましては、会報2月号へ掲載するとともに、本会ホームページ(会員ページ)へ掲載のうえ、会員に周知することといたしますので申し添えます。

(担当：業務課 今泉)



社労連 第 17 号  
平成 24 年 1 月 20 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会  
会 長 金 田 修  
(公印省略)

全国社会保険労務士会連合会認証局の移行について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の事業運営につき種々ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、本年 10 月に民間認証局のサービスに移行すること、ならびに平成 25 年 3 月末に全国社会保険労務士会連合会認証局を廃局すること等を、平成 24 年 1 月 12 日に開催した第 174 回理事会においてご承認いただいたところです。

つきましては、認証局移行に係る留意事項を別紙のとおりご案内いたしますので、会員への周知等ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、月刊社労士ならびに連合会ホームページ等において会員への周知を図ることを申し添えます。

謹 白

(担当：登録・電子課 電子情報係)



## 電子証明書についての重要なお知らせ

### はじめに

連合会は、平成15年9月に全国社会保険労務士会連合会認証局（以下「現行認証局」という。）を他の士業団体に先駆けて設立・運営し、会員の皆様のご協力のもと社労士用の電子証明書を発行してまいりました。このことは、関係行政機関等に電子申請の利便性の向上を要望する際に、大きな役割を果たしてきました。

その結果が事業主等の電子署名省略や e-Gov の仕様公開を受けての一括申請の実現であり、さらに平成23年11月末には離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届の電子化も実現するなど、現行認証局設立当初と比べて、電子申請の利便性は格段に向上してきました。

しかしながら、もう一方で、現行認証局を維持運営していくには、毎年多額の経費を要し、連合会の財政にとって、大きな負担になってきたことから、「認証局のあり方」について、現行認証局にかかる維持運営費の問題や他士業の認証局の状況等も勘案のうえ、検討を重ねてきた結果、民間認証局（以下「新認証局」という。）へ移行するという結論に至りました。

つきましては、現行認証局から新認証局への移行スケジュールならびに新認証局による電子証明書の発行手数料等を以下のとおりご案内いたしますので、円滑な移行を実現するため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、現行認証局が発行する電子証明書（以下「現行証明書」という。）については、平成25年1月末をもって利用停止となります。現行証明書をお持ちの方は、以下の内容をご理解のうえ、本年9月以降に連合会から郵送する新認証局が発行する電子証明書（以下「新証明書」という。）の利用申込書にて、速やかにお手続きくださいますよう重ねてお願いいたします。

### 1. スケジュールの概要

	平成24年						平成25年				
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
現行認証局		▲現行証明書発行申請受付期限		▲現行証明書発行停止					▲現行証明書利用停止		▲廃局
新認証局			▲利用申込書送付 利用申込書受付開始	← 特例措置期間 →							
			▲新証明書発行開始								
			▲新証明書利用開始								

※新証明書の利用申込書は9月以降に会員種別が「開業」、「勤務」、「法人の社員」の方のご自宅宛に郵送します。

## 2. 現行証明書の利用可能期間について（失効に関する重要事項）

現行認証局は平成25年3月末をもって廃局いたします。そのため、現行証明書については、有効期限にかかわらず平成25年2月1日以降、順次失効処理を行います。したがって、現行証明書は、平成25年1月31日まで利用が可能となります。有効期間を残して現行証明書の失効処理を行う対象となっている会員の皆様には、現行認証局より、あらかじめ、失効に関する案内をご自宅宛に郵送いたします。

また、新証明書を取得した後も、現行証明書は平成25年1月31日まで並行して利用することができます。

## 3. 新証明書の申込方法について

平成24年9月以降に、電子証明書の発行対象会員の皆様（会員種別が「開業」、「勤務」、「法人の社員」の方に限ります。）のご自宅宛に新証明書の利用申込書を郵送いたしますので、当該申込書によりお申込みください。

なお、新証明書（ファイル）は、平成24年10月より順次発行いたします。

## 4. 新証明書の発行に要する期間について

新証明書（ファイル）は Webダウンロード方式 となります。パスワード等は本人限定受取郵便（基本型）により順次発送いたしますが、お申込みが集中した場合には、発送までに時間を要することが予想されますので、お早目にお手続きください。

## 5. 新証明書の発行手数料について

	対象条件	発行手数料	有効期間
通常料金	平成25年4月以降にお申込みの方	7,245円（税込）	5年未満
特例措置期間 （平成24年9月 ～平成25年3月末）	①平成24年9月30日時点で、有効な現行証明書をお持ちの方	無料	
	②上記①の条件に該当されない方	3,650円（税込）	

### 【現行証明書更新に関するご注意】

現行証明書の発行申請受付は、平成24年7月31日消印のものまでが有効となります。この期日を過ぎる場合は、平成24年9月以降に配布する新証明書の利用申込書にてお申込みいただくこととなります。

なお、平成24年9月の1ヶ月間は、現行認証局・新認証局ともに電子証明書を発行いたしませんので、現行証明書を希望される場合は、お早めにお手続きくださいますようお願いいたします。

連合会認証局移行に係る留意事項

1. 現在、連合会認証局が発行した電子証明書（以下、「現行証明書」という。）を取得している会員には、平成24年4月以降を目途に、別添「電子証明書についての重要なお知らせ」を送付します。
2. 貴会会員より現行証明書の発行申請の希望があった場合には、連合会認証局（03-6225-4869）までご連絡いただくよう引き続きご対応ください。  
なお、貴会において現行証明書の発行申請書類を備えている場合には、別添の「電子証明書についての重要なお知らせ」を必ず同封のうえ、お渡しいただきますようお願いいたします。
3. 新認証局が発行する電子証明書の利用申込書については、平成24年9月上旬を目途に、会員種別が「開業」、「勤務」、「法人の社員」の方のご自宅宛に送付いたします。